

多子世帯における都立学校授業料等支援事業について

平素より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
令和4年度多子世帯における都立学校授業料等支援事業制度についてお知らせいたします。

1 制度の概要及び申請に必要な書類

別紙「令和4年7月版 多子世帯における都立学校授業料等支援事業授業料等減額手続のお知らせ」をご覧ください。

※本制度は、就学支援金を受給しない世帯が対象です。

2 提出書類

- (1) 授業料等減免申請書
- (2) 扶養親族等状況届
- (3) 扶養する子3人以上の健康保険証のコピー

※令和4年6月までに申請し減額が決定している場合、再度の減額申請は不要です。

3 申請方法

申請を希望される方は、上野高校のホームページから申請書等をダウンロードして、経営企画室にご提出ください。

(郵送の場合は、簡易書留など確実に郵便物が届く方法でお送りください)

4 提出締切

令和4年7月15日(金)

※期限を過ぎても申請は随時受け付けていますが、授業料等の減額は申請した月から対象となります。

※就学支援金が不認定の場合、通知を受け取ってから30日以内の申請により、就学支援金の申請時点まで遡って減額が適用されます。就学支援金の対象となるか判断に迷う場合は、就学支援金を申請していただき、不認定の審査結果通知を受けてから減免申請をしてください。

5 提出先

本校1階経営企画室

問合せ先・提出先

〒110-8717

東京都台東区上野公園10-14

東京都立上野高等学校 経営企画室

電話03-3821-3706